

## パブリックコメント手続実施結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）
2. 意見等の募集期間：令和3年1月15日（金曜日）～2月3日（水曜日）
3. 意見提出者：6人
4. 意見総数：10件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

	質問・意見等	市の考え方	区分
1	抑制区域として農用地区域を設定しているが、それ以外の農地は条例の適用外か。	条例では市内全域を対象としています。特に農用地区域については優良農地であるため、抑制区域として設定したものです。	原町区地域協議会
2	農用地区域を抑制区域としているが、営農型太陽光発電の設置は可能か。	営農型太陽光発電は農用地区域内農地に設置することも可能ですが、農業委員会にて支柱部分の一時転用許可が前提となります。	小高区地域協議会
3	良好な景観について、条例の抑制区域に盛り込まないのか。	南相馬市では、国立公園などが存在しないため、本条例では規定していません。 一方、景観については、事業者の遵守事項として規定しています。	原町区地域協議会
4	パネル寿命は20年と言われているが、撤去を事業者が行わなかった場合、放置されることはないか。	電力事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）改正により、事業用太陽光発電の廃棄費用については、発電事業者に支払われる売電収入から源泉徴収的に外部積立ですることが制度化されました。 また、令和4年度施行に向け、廃棄費用の積立期間についても、国の専門家委員会等において、売電期間20年間のうち後半10年間で実施することで議論が進められています。 なお、本条例では、事業者による廃棄費用を発電当初から積立を行うことに努めるよう規定し、費用不足による放置に対する住民の不安解消を図っています。	鹿島区地域協議会
5	「廃棄・撤去費用の外部積立」を求めているものの、その確たるものの証（帳票（通帳の写し等を含む））を、少なくとも毎年度、市は事業者に対して報告を求めるべきではないか。	4番で回答したとおり、廃棄費用の外部積立は、発電事業者を支払われる売電収入から源泉徴収的に国が指定する外部管理団体へ積立られることとなり、国の管理のもと適正に処理されることから、外部積立に関する市への帳票等提出は規定していません。 一方、本条例で規定した発電当初からの積立に関しては、必要に応じて、事業者に対し資料や報告を求めてまいります。	パブコメ意見
6	上記は「市長が必要と認める書類」としてくるのではなく明文化するべきでないか。	4番で回答したとおり、廃棄費用の外部積立は、発電事業者を支払われる売電収入から源泉徴収的に国が指定する外部管理団体へ積立られることとなり、国の管理のもと適正に処理されることとなります。	パブコメ意見
7	廃棄費用は流用できないことについても検討すべきでないか。	4番で回答したとおり、令和4年度施行に向けた国の専門家委員会では外部積立を容易に取戻しや流用できない仕組みにする方向で議論されているため、国の管理のもと適正に処理されることとなります。	パブコメ意見
8	既に設置されている太陽光発電設備において、この条例の内容にあてはまる場合、どのように対処されるのか？	施行日以前に設置された発電設備については、条例に基づく義務等は生じませんが、再エネ特措法で規定する事項で改善が必要な場合については、国とともに事業者への指導等を行ってまいります。	パブコメ意見
9	既に設置されているもの、また今後設置されたものについて、トラブルが発生した場合はどうなるのか？	施行日以前に設置された発電設備については、条例に基づく義務等は生じませんが、再エネ特措法で規定する事項については、国とともに事業者への指導等を行ってまいります。 なお、施行日以降のものについては、本条例に基づき市から事業者への指導等を行ってまいります。	パブコメ意見
10	今後、撤去が多く発生してくるものと思われるが、廃棄処分についての規制必要はないか？	本条例では、事業者に対し、廃棄費用を発電当初から積立を行うなど計画的に資金確保に努めること、関係法令に基づく速やかな撤去することを規定しており、事業者の放置に対する住民の不安解消を図っています。	パブコメ意見